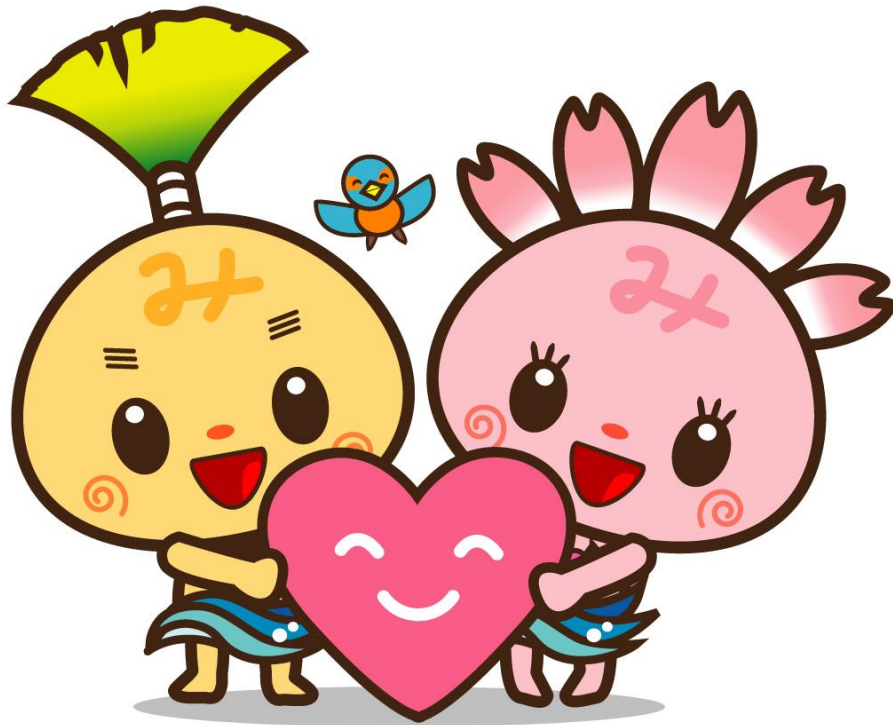


福祉用具の購入



三島市の介護保険被保険者で、要介護、要支援認定を受けている方にご利用いただけるサービスです。

まず、ケアマネジャーや地域包括支援センター又は
介護保険課（TEL 983-2607）に相談してください。



三島市介護保険課

介護保険福祉用具購入

在宅の要支援・要介護認定者が、**都道府県知事の指定を受けた特定(介護予防)福祉用具販売事業者から**、特定福祉用具を購入し、居宅での日常生活の自立を助けるために必要と認められた場合、対象となる購入費の9割～7割相当額が支給されます。負担割合は、ご本人様の負担割合証をご確認ください。

なお、三島市において、**福祉用具購入費の支給には、購入前の事前申請が必要です。**

○対象となる方

要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活されている方

○支給限度基準額

10万円 対象となる福祉用具購入にかかる費用の9割～7割相当額を支給します。

○支給限度額の管理期間

毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間

※原則として、支給限度額の管理期間において、同一種目の特定福祉用具の再購入はできません。ただし、同一種目でも用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合は、再度の購入ができることがあります。

○特定福祉用具販売事業者について

都道府県知事の指定を受けた特定(介護予防)福祉用具販売事業所から購入する場合のみ、介護給付の対象となります。

○給付方法（どちらの方法でも申請から支給まで2～3カ月かかります）

償還払い	被保険者が特定福祉用具の購入費用の全額を販売業者に支払い、市が支給対象となる購入費の9割～7割相当額を被保険者の指定する口座に支給します。
受領委任払い	被保険者が特定福祉用具の購入費用の1割～3割を販売業者に支払い、市が支給対象となる購入費の9割～7割相当額を販売業者の指定する口座に支給します。 ※原則として、新規申請中・入院・入所中の方は利用できません。

※ 事前審査は申請書を提出いただいてから1～2週間程度かかります。余裕をもってご申請ください。また、緊急を要する場合は事前申請の際に窓口で必ずご相談ください。

○福祉用具の種目 入浴や排せつに用いる貸与になじまない性質のもので、厚生労働大臣により定められた、下記の種目が対象となります。

種目	機能・構造等
<p>①腰掛便座 ※右記のいずれかに該当するものに限り ます。</p>	<p>(1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含みます。)</p> <p>(2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>(3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>(4)便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限り。ただし、設置にかかる費用は給付対象外となります。)</p>
<p>②自動排泄処理装置の交換可能部品</p>	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるもので、居宅要介護者等またはその介護を行う方が容易に交換できるものに限り。また、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれます。</p>
<p>③入浴補助用具 ※座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって右記のいずれかに該当するものに限り ます。</p>	<p>(1)入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限り。また、浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限り。</p> <p>(2)浴槽用てすり 浴槽の縁に掛けて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限り。</p> <p>(3)浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限り。</p> <p>(4)入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限り。</p> <p>(5)浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限り。</p> <p>(6)浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の座面の高さを補うものに限り。</p> <p>(7)入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限り。</p>
<p>④簡易浴槽</p>	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>
<p>⑤移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>

○申請の流れ 償還払い・受領委任払いともに事前申請が必要です。

償還払い

- ① 福祉用具購入について担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談
適正な給付のために、被保険者、家族、販売事業者、ケアマネジャー等で話し合い、購入する製品や費用を確認してから申請してください。
- ② 福祉用具購入費の事前申請
※福祉用具購入前に下記の提出書類を介護保険課に提出してください。
 - ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
 - ・福祉用具購入が必要な理由書または福祉用具購入が位置づけられたケアプラン
 - ・見積書(※宛名は被保険者本人で、社印を押印してください。)
 - ・購入する福祉用具のパンフレットの写し
 - ・委任状(※福祉用具購入費の受領を委任する場合)◎内容について審査し、被保険者に「支給申請確認書」を送付します。
(通常1～2週間程度)
- ③ 購入
「支給申請確認書」が届いたら、内容を確認の上、福祉用具を購入してください。
購入費用の全額(10割分)を支払い、領収証を受け取ってください。
- ④ 領収証の提出
福祉用具購入後、領収証の写し(※宛名は被保険者本人)を介護保険課に提出してください。
- ⑤ 給付費の支払い
内容について審査し、市で支給額を決定します。審査終了後、被保険者の指定する口座に支給します。振込前には決定通知書を送付しますので確認してください。

受領委任払い

- ① 福祉用具購入について担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談
適正な給付のために、被保険者、家族、販売事業者、ケアマネジャー等で話し合い、購入する
製品や費用を確認してから申請してください。
- ② 福祉用具購入費の事前申請
※福祉用具購入前に下記の提出書類を介護保険課に提出してください。
 - ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
 - ・福祉用具購入が必要な理由書または福祉用具購入が位置づけられたケアプラン
 - ・見積書(※宛名は被保険者本人で、社印を押印してください。)
 - ・購入する福祉用具のパフレットの写し
 - ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の受領に関する委任状◎内容について審査し、被保険者に「支給申請確認書」を送付します。
(通常1~2週間程度)
- ③ 購入
「支給申請確認書」が届いたら、内容を確認の上、福祉用具を購入してください。
購入費用のうち被保険者の負担分(1割~3割分)を支払い、領収証を受け取ってください。
- ④ 領収証の提出
福祉用具購入後、領収証の写し(※宛名は被保険者本人)を介護保険課に提出してください。
- ⑤ 給付費の支払い
内容について審査し、市で支給額を決定します。審査終了後、販売事業者の指定する口座に
支給します。振込前には決定通知書を送付しますので確認してください。

○よくある質問

Q1 介護認定の申請中でまだ結果が出ていないが、購入はできますか。

A 認定申請中に、事前申請し、福祉用具を購入することはできますが、福祉用具購入費は、認定結果が出た後に支給されます。

なお、認定結果が非該当の場合、福祉用具購入費は支給されません。また、原則として受領委任払いは利用できません。

Q2 入院中、入所中で退院(退所)のめどが立ったため、福祉用具を購入したいのですが。

A 入院(入所)中に、事前申請し、福祉用具を購入することはできますが、福祉用具購入費は、退院(退所)後に支給されます。なお、退院(退所)されないこととなった場合や入院(入所)後自宅に戻らず亡くなった場合には、福祉用具購入費は支給されません。また、原則として受領委任払いは利用できません。

また、急に退院(退所)することになり、緊急に必要な場合には、あらかじめ介護保険課にご相談ください。

Q3 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合、部品購入費は福祉用具購入費の対象となりますか。

A 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

Q4 以前申請した福祉用具と同じ種目のものを購入したいのですが、同一種目の再購入は出来ますか。

A 原則として同一種目の特定福祉用具の再購入は出来ません。しかし、福祉用具が破損した場合や、介護の程度が著しく高くなった場合には再度購入が出来る場合があります。理由書にその旨を明記し、以前購入した福祉用具の写真を添付して事前申請の際に提出してください。

また、経年劣化による福祉用具の再購入による福祉用具購入費の支給は出来ません。

○2つ以上の機能を有する福祉用具の取り扱い

(1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断します。

(2)区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断します。

(3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、保険給付の対象外となります。

○申請場所及び問い合わせ先

三島市 介護保険課 介護保険係
411-8666 三島市北田町4番47号
電話 055(983)2607
FAX 055(975)3456

